

発議第 3 号

庄原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 5 年 4 月 28 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 堀井 秀昭

(提案理由)

刑罰規定を所掌する広島地方検察庁より、条例の適正な運用を図る観点から指摘があったため、所要の改正を行うものである。

## 庄原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

庄原市議会個人情報保護条例（令和 5 年庄原市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。」を「職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」に改め、同項を同条第 11 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 1 に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

第 2 条第 9 項中「個人情報であって、」及び「に該当するもの」を削り、同項を同条第 10 項とし、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項ただし書中「公文書（庄原市情報公開条例（平成 17 年庄原市条例第 15 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する公文書をいう。以下同じ。）」を「庄原市情報公開条例（平成 17 年庄原市条例第 15 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する公文書（以下「公文書」という。）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項第 1 号中「作られる記録をいう。以下同じ。」を「作られる記録をいう。次項第 2 号において同じ。」に改め、同項第 2 号中「（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

第 5 条第 3 号中「（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる法人をいう。以下同じ。）」及び「（地

方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第 9 条第 2 項中「の権限に属する事務」を削り、「当該委託を受けた」を「受託した」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 50 条」を「第 49 条」に改め、同条第 5 項中「の権限に属する事務」を削る。

第 17 条第 1 項第 4 号中「第 6 号」を「第 1 号カ」に、「同項第 7 号」を「次項第 2 号」に改める。

第 20 条第 1 号中「第 19 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に、「第 28 条第 1 項」を「第 27 条第 1 項」に改める。

第 25 条第 1 項ただし書中「第 20 条第 3 項」を「第 19 条第 3 項」に改める。

第 27 条第 3 項後段中「第 46 条」を「第 45 条」に改める。

第 28 条第 4 項本文中「第 25 条第 1 項」を「第 24 条第 1 項」に改める。

第 31 条第 1 項本文中「第 39 条第 1 項」を「第 38 条第 1 項」に改める。

第 35 条第 1 項ただし書中「第 33 条第 3 項」を「第 32 条第 3 項」に改める。

第 37 条中「第 35 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改める。

第 42 条第 1 項ただし書中「第 40 条第 3 項」を「第 39 条第 3 項」に改める。

第 46 条中「第 28 条第 3 項」を「第 27 条第 3 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。次項第2号において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(次号に規定する個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) 個人識別符号 _____ _____ が含まれるもの</p> <p>2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>庄原市情報公開条例(平成17年庄原市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)</u>第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。) _____ に記録されているものに限る。</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。 _____)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(次号に規定する個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) 個人識別符号(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)</u>第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)が含まれるもの</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、<u>公文書(庄原市情報公開条例(平成17年庄原市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)</u>第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</p>



改 正 案	現 行
<p>個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>(仮名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前各項の規定は、議会_____に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>第16条 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第18条～第19条 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第21条～第24条 略</p> <p>(開示決定等の期限)</p>	<p>個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>(仮名加工情報の取扱いに係る義務)</p> <p>第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前各項の規定は、議会の権限に属する事務に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p>第16条 略</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第6号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(同項第7号において「記録範囲」という。)</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第18条～第19条 略</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>第21条～第24条 略</p> <p>(開示決定等の期限)</p>

改 正 案	現 行
<p>第25条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、<u>第19条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第25条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、<u>第20条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>
<p>第26条 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p>	<p>第26条 略</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p>
<p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第45条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u>第46条</u>において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>
<p>（開示の実施）</p> <p>第28条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前項の規定による申出は、<u>第24条第1項</u>に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（開示の実施）</p> <p>第28条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前項の規定による申出は、<u>第25条第1項</u>に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>第29条～第30条 略</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。<u>第38条第1項</u>において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>第29条～第30条 略</p> <p>（訂正請求権）</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。<u>第39条第1項</u>において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>2～3 略</p>
<p>第32条～第34条 略</p> <p>（訂正決定等の期限）</p>	<p>第32条～第34条 略</p> <p>（訂正決定等の期限）</p>

改 正 案	現 行
<p>第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第32条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>第36条 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第37条 議長は、<u>第34条第1項</u>の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第38条～第41条 略</p> <p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第39条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>第43条～第45条 略</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第46条 <u>第27条第3項</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>第47条以下 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第33条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>第36条 略</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第37条 議長は、<u>第35条第1項</u>の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第38条～第41条 略</p> <p>（利用停止決定等の期限）</p> <p>第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、<u>第40条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>第43条～第45条 略</p> <p>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</p> <p>第46条 <u>第28条第3項</u>の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>（1）～（2） 略</p> <p>第47条以下 略</p>